

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年9月19日(2013.9.19)

【公開番号】特開2012-3738(P2012-3738A)

【公開日】平成24年1月5日(2012.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-001

【出願番号】特願2010-190970(P2010-190970)

【国際特許分類】

G 06 F 21/31 (2013.01)

G 06 Q 50/10 (2012.01)

【F I】

G 06 F 15/00 3 3 0 B

G 06 F 17/60 1 3 6

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月9日(2013.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0144

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0144】

(2) クレジットカードを用いて課金処理を行うことにしたこと。クレジットカードはその発行過程で本人の審査が行われており、発行要件を満たす者にしかカードが発行されない。また、クレジットカードによる決済は、カード所有者の名前で行われるので、誰が電子メールの発行を決済したかが分かる。したがって、不正にカード決済した者がいた場合には、その者の責任が問われる^{ので}、結果的に電子メールによる葬儀の通知が慎重になる。この意味では、クレジットカード以外であっても、決済を行う者の身元がその都度、明らかになる決済方法は、本発明の電子メールの発送に同様に使用することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信ネットワーク上の固有のアドレスを示す情報を視覚的に判読できない状態で記録した特定の物体と、

前記特定の物体を所持する者に関して早期に必要とされる予め定めた第1の情報を前記

通信ネットワーク上の固有のアドレスにアクセスした者に認証を要することなく開示すべく格納した第1の情報格納手段と、前記特定の物体を所持する者に関する第2の情報へのアクセスを行う者に対して要求する認証情報を格納する認証情報格納手段と、この認証情報格納手段に格納した認証情報を用いてアクセスを行う者に対して前記認証が成功したことを条件として前記特定の物体を所持する者に関してその健康上の異常事態に伴う連絡に必要とされる第2の情報を開示すべく格納した第2の情報格納手段とを備えた情報処理装置

とを具備することを特徴とする異常事態対応システム。

【請求項2】

前記特定の物体はカード状の形状をしており、前記通信ネットワーク上の固有のアドレスを記す情報は、2次元コードとしてカード表面に印字されていることを特徴とする請求項1記載の異常事態対応システム。

【請求項3】

前記特定の物体はカード状の形状をしており、前記通信ネットワーク上の固有のアドレスを記す情報は、前記物体に埋め込まれたICタグに格納されていることを特徴とする請求項1記載の異常事態対応システム。

【請求項4】

前記第1の情報は前記特定の物体を所持する者の名前や緊急連絡先であり、前記第2の情報は前記特定の物体を所持する者の死亡したことを他人に通知するための電子メールのアドレスであることを特徴とする請求項1～請求項3いずれかに記載の異常事態対応システム。

【請求項5】

前記第1の情報は前記特定の物体を所持する者の初期治療に必要なデータであり、前記第2の情報は前記特定の物体を所持する者の異常事態を他人に通知するための電子メールのアドレスであることを特徴とする請求項1～請求項3いずれかに記載の異常事態対応システム。